

バルーフ株式会社の標準ソフトウェア有償使用許諾規約

2021年12月

1. 一般情報 - 範囲

- 1.1 本ソフトウェア規約は、バルーフ株式会社（以下「**バルーフ**」）がお客様（以下「**お客様**」）に標準ソフトウェアを有償で使用許諾する場合に適用されます。その他の種類のソフトウェアライセンス及び法的取引には、別の利用規約が適用されます。
- 1.2 標準ソフトウェアの有償での使用許諾をするための本ソフトウェア規約（以下「**本ソフトウェア規約**」）の対象事項には、以下のものは含まれません：(a)標準ソフトウェアの無償での使用許諾、(b)お客様の敷地内でのソフトウェアのインストール、(c)お客様の要求に応じたソフトウェアの可変パラメータの個別設定（カスタマイズ）、(d)お客様のためのプログラムの個別拡張、(e)お客様のニーズに応じたソフトウェアインターフェースの適合、(f)お客様の利用者に対するトレーニング、(g)ソフトウェアのアップデート。このリストは完全なものではありません。
- 1.3 本ソフトウェア規約は排他的に適用されます。バルーフは、矛盾する条件や本ソフトウェア規約を逸脱する条件及び本ソフトウェア規約に規定されていないお客様側の条件については、バルーフが書面で明示的にこれらが有効であることに同意した場合を除き、認めません。
- 1.4 標準ソフトウェアの使用許諾に関連してバルーフとお客様の間で交わされたすべての合意は、本ソフトウェア規約及び各個別契約書に記載されます。
- 1.5 本ソフトウェア規約は、日本の消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第2項にいう事業者にのみ適用されません。

2. 契約の対象事項 - オープンソースのソフトウェア

- 2.1 本ソフトウェア規約の対象事項は、使用許諾書に記載されているバルーフの標準ソフトウェア（以下「**契約ソフトウェア**」）の使用を有償で許諾することです。契約ソフトウェアの完全な説明は使用許諾書に記載されており、使用許諾書は契約締結前に又は契約締結に関連して、お客様の要求に応じて又はお客様の要求がない場合でもお客様に提供されます。
- 2.2 「**使用許諾書**」は、部品番号コード又は材料番号、製品データシート並びにインストールガイド/操作説明書で構成されています。
- 2.3 契約ソフトウェアは、実行可能なプログラムコードで構成されています。ソースコードは契約の対象ではありません。
- 2.4 契約ソフトウェアには、オープンソースソフトウェア及びロイヤリティフリーで許諾されている第三者のソフトウェア（以下「**OSソフトウェア**」）が含まれることがあります。OSソフトウェアの一覧及び適用されるOSソフトウェアの使用許諾条件は、契約締結前に、又は、遅くとも契約ソフトウェアの納品時に、お客様の要求によりお客様に提供されるものとします。
- 2.5 OSソフトウェアではない第三者プロバイダーのソフトウェア製品が契約ソフトウェアとともに提供されている場合、これらは契約ソフトウェアと組み合わせることでのみ使用することができます。ここでは特別な使用条件が適用される場合があり、その場合は使用条件を適切な形でお客様にお知らせします。
- 2.6 バルーフは契約ソフトウェアを不正使用から保護する権利を有します。お客様は、そのような契約ソフトウェアを保護する手段を削除したり、迂回したりすることはできません。

3. 契約ソフトウェアの納品 - バージョン

- 3.1 別段の取り決めがない限り、バルーフは納品時点の現行バージョンの契約ソフトウェアをお客様に提供します。
- 3.2 別段の定めがある場合を除き、契約ソフトウェアはバルーフの裁量により、データキャリア上で、又は、契約ソフトウェアをダウンロードとして提供し、ダウンロードに必要な情報を送付することにより納品されます。

4. 使用権 - バックアップコピー

- 4.1 バルーフは、お客様に対し、非独占的に (a) 継続的に支払う形式のライセンス料と引き換えに契約ソフトウェア及び使用許諾書を使用する期限付きの権利（「サブスクリプション・ライセンス」）、又は、(b) 1回限りの支払形式のライセンス料と引き換えに契約ソフトウェア及び使用許諾書を使用する時間的に無制限の権利（「永続的ライセンス」）のいずれかを付与します。この違いは、使用許諾書に記載されています。関連情報が使用許諾書に含まれていない場合、サブスクリプション・ライセンスが付与されます。
- 4.2 ライセンスは、契約ソフトウェアの納品をもって発効します。
- 4.3 お客様は、ライセンスの開始時に、使用許諾書及び本ソフトウェア規約の規定に従い、契約ソフトウェア及び使用許諾書を使用する非独占的な権利を取得します。この使用権をサブライセンスすることはできません。契約ソフトウェア及び使用許諾書の許可された使用には、契約ソフトウェアのインストール、ワーキングメモリへのロード、表示及び実行のほか、お客様が事業目的のために契約ソフトウェアを意図された形で使用することも含まれます。

- 4.4 契約ソフトウェア及び使用許諾書の使用は、合意された仕向国でのみ許可されます。別段の合意がない限り、これはお客様の登記された事務所のある国です。
- 4.5 お客様は、契約ソフトウェアの契約上の使用に必要な範囲でのみ、契約ソフトウェア及び使用許諾書のコピーを作成することができます。
- 4.6 本ソフトウェア規約における「バックアップコピー」とは、オリジナルのソフトウェアが破損又は誤って削除された場合のために作成される契約ソフトウェアのコピーをいいます。
お客様は、技術上の一般的な規則に従って、必要な範囲で契約ソフトウェアのバックアップコピーを作成することができます。バックアップコピーには、その旨を表示し、原本ソフトウェアの著作権表示を付さなければなりません。バックアップコピーの使用は、バルーフが最初に提供した契約ソフトウェアのコピーが劣化又は紛失した場合にのみ許可されます。
お客様は、バックアップコピーの使用に関して、本ソフトウェア規約を遵守するものとします。
- 4.7 バルーフの事前の書面による同意なしに、お客様が契約ソフトウェア及び使用許諾書を販売したり、第三者に譲渡したり、第三者が使用できるようにしたりすること（レンタル、リース、貸与、サブライセンスを含みます。）は一般的に禁止されています。
- 4.8 お客様に非独占的な永久使用権が許諾されている場合、お客様はバルーフの事前の同意を得た上で、契約ソフトウェアに関する権利を一律に第三者に譲渡することができます。このような第三者への権利の譲渡は、第三者が使用許諾書及び本ソフトウェア規約に記載されたすべての義務を履行する場合にのみ認められます。
対応する契約は書面で締結されるものとします。
このような場合、お客様は契約ソフトウェア及び使用許諾書を一律に、完全に、かつ最終的に引き渡して使用を中止し、すべてのバックアップコピーを削除して破棄するものとします。
バルーフの事前の書面による同意なしに、契約ソフトウェアが物理的又は非物理的な形態で放棄されたかどうかにかかわらず、お客様が契約ソフトウェアの使用を一時的又は部分的に第三者に有償で許諾することは禁止されています。また、無償での使用許諾についても同様です。
- 4.9 お客様は、著作権法（昭和45年法律第48号）第20条第2項第3号、第47条の3及び第47条の4の規定により明示的に許容される範囲を除き、契約ソフトウェア又はその一部の編集、変更、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルをしたり、その他の方法による契約ソフトウェアの修正をしたり、契約ソフトウェアの二次的著作物を作成したりしてはなりません。
- 4.10 セキュリティ上の抜け穴を塞いだり、エラーを修正したり、機能を追加したりするソフトウェアやファイルの更新版は、本ソフトウェア規約でいう「パッチ」とみなされます。小規模なプログラム改良や新しいあるいは修正された基本機能を含む契約ソフトウェアの新しいバージョンは、本ソフトウェア規約にいう「アップデート」といいます。本ソフトウェア規約に定義される「アップグレード」とは、機能の大幅な拡張を伴う契約ソフトウェアの上位バージョンへの変更を指します。
バルーフが自発的にお客様にパッチ又はバグ修正、アップデート又はアップグレードを提供する場合、別段の合意がない限り、これらも本ソフトウェア規約の対象となります。
バルーフはお客様にパッチやバグ修正、アップデートやアップグレードを提供する義務はありません。
- 4.11 明示的に許諾されていない契約ソフトウェア及び使用許諾書に関するその他のすべての権利、特に契約ソフトウェアの商標権、営業秘密、ノウハウ、その他の知的財産権に関するすべての権利はバルーフに帰属するものとします。
契約ソフトウェア及び使用許諾書の表示、特に著作権表示、ブランド、シリアル番号、又はこれらに類するものを削除、変更又は偽装することはできません。
- ## 5. ライセンス料
- 5.1 ライセンス料はバルーフの各見積書に記載されており、(a) 1 回限りの料金、(b) 継続料金ないし (c) バルーフの各見積書で指定された期間に応じたロイヤルティの形で支払われます。
- 5.2 契約ソフトウェアのアップデート及びアップグレードについては、各見積書に規定された追加料金が 1 回限りの料金ないし継続料金として請求されます。バルーフの各見積書に追加料金が規定されていない場合、契約ソフトウェアのアップデート及びアップグレードは無料で行われます。
- 5.3 継続料金は、各請求期間の開始時に支払うものとします。部分的な期間の場合、料金は 1 か月 30 日とした場合の日割で請求されます。
- 5.4 すべての料金の支払条件は、バルーフの各見積書に規定されています。消費税は別途請求されます。
- 5.5 バルーフは、現行のライセンス料及び使用料、並びに請求期間を自らの裁量で変更することができます。お客様には変更の 4 か月前に書面で通知するものとします。お客様がこの変更不同意の場合、お客様は書面による通知を受領した後、解約通知をすることで、通知の受領から 3 か月後の月末をもって、各ライセンス契約を終了することができます。
- 5.6 サブスクリプション・ライセンスの場合、お客様が(a)2 回連続した支払期日において継続料金若しくはその合理的な部分の支払を怠った場合又は(b)2 回の支払期日を超える期間にわたって継続料金 2 期分に相当する額の継続料金の支払を怠った場合、バルーフはお客様による契約ソフトウェアの使用を停止する権利を有するものとします。このような場合、お客様が遅延利息、督促費用及び手数料を含む支払期限が到来している継続料金をバルーフに支払ったときには、バルーフはお客様に契約ソフトウェアの使用を再度許可します。
本ソフトウェア規約の第 10.2 条に基づくバルーフの権利は影響を受けません。

- 5.7 国際的な取引の場合、合意された価格は正味の価格であり、すなわちこれは外国税を控除した後にお客様が支払うべき正味の価格です。特に、「外国税」とは、外国の国家又は外国の地方自治体によって徴収される法人税、貿易税、付加価値税、物品・サービス税、その他の源泉徴収税、関税、その他の課徴金及び費用、その他の手数料及び課税を含むものとします。すべての外国税はお客様が負担し、全額支払うものとします。お客様は、海外及び日本国内におけるバルーフの納税義務を果たすためにバルーフが必要とするすべての納税証明書、税務調査書、その他の書類をバルーフに提供することを約束するものとします。

6. お客様の義務

- 6.1 お客様は、契約ソフトウェアを使用する前に、バルーフの各指示に従って登録を行うものとします。
- 6.2 お客様は、契約ソフトウェアがその目的に適していることを確保することに単独で責任を負います。疑義がある場合には、お客様は契約締結前に第三者の専門家に助言を求めるものとします。
- 6.3 お客様は、ハードウェア及びソフトウェア環境が契約ソフトウェアのシステム要件を満たしていることを確保することに単独で責任を負います。疑義がある場合には、お客様は契約締結前に第三者の専門家に助言を求めるものとします。
- 6.4 契約ソフトウェアのインストールはお客様が責任を負います。お客様の要請により、バルーフは必要に応じて、別途合意した料金でインストールを行うことができます。
- 6.5 契約ソフトウェアを使用する際、お客様は必要な注意を払う義務があります。
- 6.6 お客様は、契約ソフトウェアの操作についてバルーフの指示に従うものとします。
- 6.7 お客様は、適切な手段を講じることにより、権限のない第三者によるアクセスから契約ソフトウェアを保護し、特に契約ソフトウェアのすべてのコピーを保護された場所に安全に保管する義務があります。
- 6.8 お客様は、契約ソフトウェアが完全に又は部分的に動作しない場合、適切な予防措置を講じる義務があります（例：毎日のデータバックアップ）。
- 6.9 お客様は、契約ソフトウェアに不適合やエラーが発生した場合、直ちにテキスト形式でバルーフに通知するものとします。
- 6.10 バルーフが自発的に契約ソフトウェアのパッチ若しくはバグ修正、アップデート又はアップグレードをお客様に提供した場合、お客様はそれらをインストールして使用するものとします。

7. 不適合責任

- 7.1 当事者は、ソフトウェアは一般的にエラーなしには作成できないことに同意するものとし、これは契約ソフトウェアにも適用されます。
- 7.2 契約ソフトウェアの特性は、使用許諾書に排他的かつ決定的に定められています。使用許諾書に記載されている情報は、保証ではなく性能仕様としてのみ捉えられるべきものです。
- 7.3 契約ソフトウェアの使用許諾に関する契約をバルーフと締結する前に、お客様は使用許諾書及び契約ソフトウェアがお客様の希望及び要求を満たしていることを確認するものとします。お客様は、契約ソフトウェアの本質的な特性及び条件を十分に理解するものとします。
- 7.4 契約ソフトウェアを永続的に提供するために、バルーフは契約ソフトウェアの不適合を除去するものとします。
- 7.5 契約ソフトウェアの不適合に起因するお客様のすべての権利は、12か月以内に時効となります。この期間は、ライセンスキーが提供された日に開始します。
- 7.6 お客様とバルーフが個別契約においてバルーフによるメンテナンス及びサポートサービスの提供について合意している場合、この点で合意された詳細内容が不適合やエラーの除去の範囲及び期限に対しても適用されます。
- 7.7 契約ソフトウェアの不適合に起因するお客様の権利は、合意された又は想定された品質からの逸脱が軽微又はわずかなものであり、使用上の支障が軽微なものである場合には認められません。
- 7.8 バルーフは、お客様の施設における契約ソフトウェアの不適切な使用若しくは取扱い、又は、契約ソフトウェアの不適切な動作条件に基づく不適合については責任を負いません。
- 7.9 民法（平成30年法律第34号（令和2年4月1日施行）による改正後の明治29年法律第89号）第562条第1項に基づき、お客様が補完的な履行を要求した場合、バルーフは自己の裁量により、改良又はエラーのない代替品を提供することができます。バルーフは、より新しいバージョンをインストールすることにより、又は、回避策を講じることにより、不適合を除去する権利を有します。
- 7.10 不適合の除去に3回失敗した場合、お客様は各契約を解除する、又は、民法（平成30年法律第34号（令和2年4月1日施行）による改正後の明治29年法律第89号）第563条第1項に基づき、支払額を減額する権利を有するものとします。
- 7.11 お客様は、法令の規定及び本ソフトウェア規約の枠内で、賠償及び費用の払戻を要求する権利も有します。お客様による賠償請求は、第9条に記載された制限に従うものとします。
- 7.12 お客様は、契約ソフトウェアに不適合があった場合、バルーフに書面で通知するものとします。その際、不適合についての理解しやすい詳細な説明と、可能であれば不適合を示す記録を添付するものとします。不適合の通知は、バルーフがその不適合を再現できるようにしなければなりません。
- 7.13 不適合を除去する枠組みの中で、バルーフは自らの裁量により、電話、電子メール、又はリモートアクセスによるリモートメンテナンスの手段を講じることができます。お客様はバルーフに対し、必要な範囲でお客様のシステム及びそこにインストールされた契約ソフトウェアへのアクセスを許可するものとします。お客様は、バルーフの要請に応じて、リモートアクセスに必要な技術的条件を整えるものとします。

8. 権原の不適合に対する責任

- 8.1 契約ソフトウェアの使用による工業所有権の侵害を理由に、第三者がお客様に対する請求をした場合、お客様は直ちにバルーフに書面でその旨通知するものとします。バルーフは自らの裁量により、自らの費用で請求に応じるか、その請求を拒否するか、又は和解により紛争を終結させるものとします。お客様はバルーフに対し、法的防禦及び和解交渉について決定する単独の権限を与えるものとします。お客様は、ケースバイケースで必要な権限をバルーフに与え、合理的な方法でバルーフの防禦を支援するものとします。
- 8.2 権原の不適合により契約ソフトウェアの契約上の使用に支障が生じた場合、バルーフは適切な期間内に工業所有権の侵害の原因を是正するものとします。これはバルーフの裁量で行われ、それによってバルーフは契約ソフトウェアの使用を継続する権利を得る、又は、合理的な範囲で契約ソフトウェアを変更若しくは交換するものとします。
- 8.3 バルーフは、契約ソフトウェアが契約に従って使用された場合にのみ、財産権の侵害に対する責任を負うものとします。契約ソフトウェアがお客様又は第三者によって変更されたり、バルーフが提供していない又はバルーフが事前の書面による承認をしていないプログラムやデータと結合されたり、これらと共に作動させたり、あるいはこれらと共に使用されたりして、それによって第三者の請求が発生した場合、バルーフの責任は免除されます。バルーフに対して何らかの請求がなされた場合、お客様は最初の要求に応じて、当該請求についてバルーフに対する補償をするものとします。
- 8.4 お客様からの賠償請求は、第9条に記載された制限に従うものとします。

9. 責任

- 9.1 バルーフは、故意又は重大な過失がある場合に限り、契約ソフトウェアの不適合又はその他の契約上若しくは非契約上の義務に対する違反（特に不法行為によるもの）による損害及び余分に生じた費用の補償（以下「損害」といいます。）について責任を負います。前述の責任制限は、生命、身体若しくは健康に対する侵害、保証若しくは調達リスクの負担、重大な契約上の義務違反、又は製造物責任法（平成6年法律第85号）に基づく責任の場合には適用されないものとします。
- 9.2 重大な契約違反に対する損害賠償は、故意若しくは重大な過失、生命、身体若しくは健康に対する侵害、保証若しくは調達リスクの負担又は製造物責任法（平成6年法律第85号）に基づく責任の場合を除き、バルーフが知っている状況により、契約締結時に起こりうる結果としてバルーフが予見しなければならなかった典型的な契約上の損失の補償に限定されます。
- 9.3 第9.2条の意味における典型的な予見可能な損失は以下の通りです。
a) 損害1件当たり：関連する個別契約の正味購入価格を限度とする損失額。
b) 1暦年当たり：前暦年にお客様がバルーフからソフトウェアを購入した際の純売上額を限度とする損失額。最初の契約年度においては、損失額は、損失発生前にお客様がバルーフからソフトウェアを購入した際の純売上額を限度とします。
- 9.4 いかなる場合においても、第9.2条の意味における契約の典型的な予見可能な損失は、間接的な損失（逸失利益又は生産の中断から生じる損失等）ではありません。
- 9.5 前記の規定にかかわらず、バルーフがお客様に損害賠償として支払わなければならない金額を設定する際には、民法（平成30年法律第34号（令和2年4月1日施行）による改正後の明治29年法律第89号）第418条に基づき、バルーフの経済状況、取引関係の種類、範囲及び期間、お客様の因果関係ないし過失の寄与度がバルーフに有利に考慮されるものとします。バルーフが負担すべき補償的損害賠償、費用又は経費は、契約ソフトウェアの価値に比例しなければなりません。
- 9.6 すべての責任の制限は、代理人にも同じ範囲で適用されるものとします。
- 9.7 お客様に不利益となるような証明責任の変更は、上記の規定とは関係ありません。
- 9.8 第9.1条及び第9.2条の意味における重大な契約違反とは、その履行が契約の適切な履行のために不可欠であり、お客様がその遵守を信頼することができる義務をいいます。
- 9.9 バルーフは、お客様が必要かつ適切なすべてのデータバックアップの予防措置を講じ、機械により読み取り可能な形式で保有されているデータ資料からのデータが合理的な努力で再構築できることを確保した場合に限り、データの復旧について責任を負うものとします。

10. 契約期間 - 取消 - 解除 - 使用権の失効 - 返品

- 10.1 サブスクリプション・ライセンスの場合、別段の合意がない限り、契約はライセンスの開始と同時に開始され、12か月間継続するものとします。この場合、契約は、期限切れの3か月前にいずれかの当事者が通知して解除しない限り、さらに1年間自動的に更新されるものとします。
- 10.2 バルーフは、正当な理由があれば、いつでも、通知期間を遵守することなく、使用権を取り消し又は解除する権利を有するものとします。このようなやむを得ない理由の1つとして、お客様が契約ソフトウェアを本ソフトウェア規約に基づいて許可された範囲外で使用した場合が挙げられます。サブスクリプション・ライセンスの場合、このようなやむを得ない理由は、特にお客様が(a)2回連続した支払期日において継続料金若しくはその合理的な部分の支払を怠った場合又は(b)2回の支払期日を超える期間にわたって継続料金2期分に相当する額の継続料金の支払を怠った場合にもバルーフ側に存在するものとします。
バルーフは、損害賠償を請求する権利を有します。法定の権利及び請求は影響を受けないものとします。
- 10.3 解除及び取消は書面で行わなければなりません。

- 10.4 使用許諾された契約ソフトウェア及び使用許諾書に関するお客様の使用権は、(a)理由を問わず契約が終了した場合、又は(b)代替品の納品、アップデート及びアップグレードの場合には終了します。(b)の場合、本ソフトウェア規約は代替品の納品、アップデート及びアップグレードに適用されます。
- 10.5 お客様の使用権が終了した場合、お客様はすべてのデータキャリア、バックアップコピーを含む契約ソフトウェアのコピー及び使用許諾書を削除又は破棄するものとします。お客様は、お客様の使用権が終了した日から2週間以内に、バルーフから求められることなくバルーフに対して書面でその旨確認するものとします。
- 11. 機密保持**
- 11.1 ソースコードを含む契約ソフトウェア（オープンソースソフトウェアの構成要素を除きます。）、使用許諾書及びその他の資料のうち、バルーフが「機密」と表示したもの又はその他の方法で機密とみなされるものは、本ソフトウェア規約に従い「機密情報」とみなされます。
- 11.2 お客様は、本ソフトウェア規約に従いお客様に付与された権利を行使するために必要な場合を除き、機密情報を厳重に取り扱い、第三者にアクセスさせないことを約束します。
- 11.3 機密情報を保護するために、お客様は、自らの機密情報と同程度の注意（ただし、合理的な程度を下回らないものとします。）を適用するものとします。
- 11.4 本条に基づく機密保持義務は、以下の情報には適用されないものとします。
- a) お客様に通知された時点で、既に公知であったか、公衆に知られていたか、又は既知の技術であったもの。
 - b) 開示された時点で既にお客様に知られていたもの。
 - c) お客様に過失がないにもかかわらず、その後、公知になり、公衆に知られ、又は既知の技術になったもの。
 - d) 承認された第三者によってお客様に開示された、又はアクセス可能となったもの。
 - e) お客様が第三者に譲渡、開示、又はアクセスできるようにすることについて、バルーフが事前に書面で同意したものの。
- 上記の意味での例外の存在を証明する責任は、お客様にあります。
- 12. 輸出規制**
- 12.1 当事者は、契約ソフトウェアが輸出入規制の対象となる可能性があることを認識しています。特に、ライセンス要求がある場合や、契約ソフトウェア又は関連技術の海外での使用が制限される場合があります。お客様は、ドイツ連邦共和国、欧州連合、日本及び米国の該当する輸出入規制、並びに、その他の関連規制を遵守するものとします。バルーフによる契約の履行は、国内及び国際的な輸出入法の規制、並びに、その他の法的規制により、その履行が阻害されないことを条件とします。
- 12.2 お客様は、バルーフの事前の書面による同意なしに使用権許諾の検査又は追加の公的許可のために契約ソフトウェアを政府機関に譲渡しないこと、並びに、対応する輸出法により輸出禁止が適用される国、自然人又は法人に契約ソフトウェアを輸出しないことを約束します。また、お客様には、お客様の登録事務所が所在する国並びにお客様及びその関連会社による契約ソフトウェアの使用に関連するその他の国で適用されるすべての法的規制を遵守する責任があります。
- 13. 履行地 – 管轄 – 適用法**
- 13.1 バルーフの登記された事務所が、本ソフトウェア規約に基づくすべての権利及び義務についての両当事者の履行地とみなされます。
- 13.2 本ソフトウェア規約に関連するすべての紛争については、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とすることに合意します。
- 13.3 本契約関係は、抵触法の規定を除き、日本国の法律に準拠するものとします。国際物品売買契約に関する国連条約（CISG）の適用は排除されます。

バルーフ株式会社
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目9番8号
茅場町第2平和ビル3階
電話 03-5645-5880
info.jp@balluff.jp
www.balluff.com/ja-jp